

(三) 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 三(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮城県白石市(次の図に示す部分に限る。)
- (二) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

農林水産大臣 林 芳正

○特許庁告示第七号

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成二十七年経済産業省令第六号)の施行に伴い、及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和五十三年通商産業省令第三十四号)第七十九条第一号、第二号及び第三号並びに第八十条の規定に基づき、昭和五十三年特許庁告示第二号(国際事務局の口座及び本邦通貨の金額を定める件)及び昭和六十年特許庁告示第二号(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則に基づき国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十六日

(国際事務局の口座及び本邦通貨の金額を定める件の一部改正)

題名中「国際事務局の口座及び」を「国際事務局に対する手数料の金額に相当する」に改める。

特許庁長官 伊藤 仁

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮城県白石市(次の図に示す部分に限る。)

- (二) 保安林として指定された目的 水源の涵養
- (三) 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 二(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮城県白石市(次の図に示す部分に限る。)
- (二) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

の図面及び関係書類を宮城県庁及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。)

第一号を削り、第二号を次のように改める。

- 一 千三百三十五スイス・フラン 十六万四千三百円
- 二 十五スイス・フラン 千九百円
- 三 二十スイス・フラン 二千四百七十七円
- 四 百スイス・フラン 一万二千四百円
- 五 三百スイス・フラン 三千七百円

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則に基づき国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部改正)

第二条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則に基づき国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を次のように改正する。

題名中「特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則に基づき国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び」を「特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する」に改める。

第一号を削り、第二号を次のように改める。

特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額

附 則

- 1 この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行後にする国際出願及び国際予備審査の請求について適用し、この告示の施行前にした国際出願及び国際予備審査の請求については、なお従前の例による。

○特許庁告示第八号

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成二十七年経済産業省令第六号)の施行に伴い、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和五十三年通商産業省令第三十四号)第十五条第七号に基づき、同規則様式第七の記載について特許庁長官の定める事項を指定する件(平成二十七年特許庁告示第一号)及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第十五条第七号に基づき、同規則様式第七の記載について特許庁長官の定める事項を指定する件(平成二十七年特許庁告示第二号)は、平成二十七年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十七年三月十六日

特許庁長官 伊藤 仁

○国土交通省告示第三百二十八号

水先法(昭和二十四年法律第二百一十一号)第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則(昭和二十四年運輸省令第一号)第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月十六日

国土交通大臣 太田 昭宏

一 一級水先人

免許番号	氏 名	免 許 年 月 日	水先区 の 名称
第二〇〇七号	五十嵐隆俊	平成二十七年二月二十七日	和歌山下津水先区
第二〇〇八号	西濱 卓己	平成二十七年二月二十七日	酒田水先区

二 二級水先人

免許番号	氏 名	免 許 年 月 日	水先区 の 名称
第二〇〇一四号	野村 知意	平成二十七年二月二十七日	東京湾水先区
第二〇〇一五号	日向野史崇	平成二十七年二月二十七日	東京湾水先区